

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の平均標準報酬月額に関する経過措置）</p> <p>第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七條第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五條第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齡厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二條第一項</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の平均標準報酬月額に関する経過措置）</p> <p>第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七條第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五條第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齡厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二條第一項</p>

第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。）、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項第一号ただし書の規定の適用があるときは、この限りでない。

一～三（略）

（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第五十九条 附則別表第七の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第四十四条第一項、第四十四条の三第四項及び平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合並びに厚生年金保険法第六十条第一項第一号においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同法第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号（老齢厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合に限る。）中「千分の五・四八一」

第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。）、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項後段の規定の適用があるときは、この限りでない。

一～三（略）

（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第五十九条 附則別表第七の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第四十四条第一項及び平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合並びに厚生年金保険法第六十条第一項においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同法第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号（老齢厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合に限る。）中「千分の五・四八一」とあるのは、それぞれ同表の下

とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2～4 (略)

5 | 第二項の規定により老齢厚生年金の額が計算される者については、
厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「これらの規定」とあるのは
、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号
）（附則第五十九条第二項の規定）」とする。

(中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例)

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該
当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年
金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二
項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による
場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項にお
いてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条
第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並び
に第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、
第四十六条第七項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条
の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月
数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるも
の及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び
第五項、第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに第六十三條の三

欄のように読み替えるものとする。

2～4 (略)

(中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例)

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該
当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年
金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二
項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による
場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項にお
いてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条
第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並び
に第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、
第四十六条第六項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条
の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月
数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるも
の及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び
第四項、第三百三十三条の二第三項並びに第六十三條の三第一項の規

第一項の規定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。））と、「（同項に規定する加算額を除く。）」とあるのは「（繰下げ加算額及び経過期的加算額を除く。）」と、同条第五項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。））を」と、「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。））と、「及び繰下げ加算額」とあるのは、「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「同項に規定する加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「（繰下げ加算額」とあるのは「（繰下げ加算額及び経過期的加算額）」と、同法第百三十三条の第二項中「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項及び次項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは「繰下げ加算額又は経過期的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、同条第三項中「及び繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額又は経過期的加算額」と、同法第百

定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と、「同条第四項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「加給年金額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「加給年金額」とあるのは「加給年金額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び加算額」と、「（加給年金額及び加算額を除く）」とあるのは「加給年金額及び加算額（以下この項において「加算額」という。）を」と、同項第二号中「加給年金額が」とあるのは「加給年金額又は加算額が」と、「加給年金額を」とあるのは「加給年金額及び加算額を」と、同法第百六十三条の三第一項中「加給年金額」という。）とあるのは「加給年金額」という。）又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。）と、「加給年金額及び加算額を控除」とあるのは「加給年金額及び加算額を控除」と、「加給年金額を除く」とあるのは「加給年金額及び加算額

六十三条の三第一項中「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額

(以下この項において「繰下げ加算額」という。) 」とあるのは「、

繰下げ加算額又は経過的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下加算額及び経過的加算額」とする。

2 (略)

(施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる
保険給付の特例)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定されたものについて、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項及び旧通則法第四条第一項の規定を適用する場合においては、旧厚生年金保険法第四十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。) 」と、旧通則法第四条第一項中「みなされる期間」とあるのは「みなされる期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。) 」とするほか、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生

を除く)とする。

2 (略)

(施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる
保険給付の特例)

第六十三条 (略)

2 (略)

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生

年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。

（がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一・二（略）

2（略）

第七十四条 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び同条第四項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民

年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。

（がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一・二（略）

2（略）

第七十四条 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、厚生年金保険法第六十条の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九

年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3) 5 (略)

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用及び同法第六十三条第一項第五号の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。)及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3) 5 (略)

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。)及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第八項まで及び第十項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項、第六項及び第九項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表略)
3~5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)			
老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金（その受給権者が六十五	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第五項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第六項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表略)
3~5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)			
老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金（その受給権者が六十五	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第四項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

歳以上である ものに限る。)			
-----------------------	--	--	--

7・8 (略)

9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

10 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の標準報酬が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された場合について、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であったものとみなされた期間を除く。）」とするほか、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

11・12 (略)

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の七の規定は、附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生年金基金の老齢年金給付の基準の特例)

歳以上である ものに限る。)			
-----------------------	--	--	--

7・8 (略)

9・10 (略)

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生年金基金の老齢年金給付の基準の特例)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

第八十三条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二百二十二条第二項中「規定する額」とあるのは、「規定する額に政令で定める額を加算した額」とする。

第八十三条の二 (略)

2 前項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、前項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

(厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保

第八十二条 (略)

2 (略)

第八十三条 (略)

2 (略)

第八十三条の二 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保

険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ・ロ（略）

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ・ロ（略）

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十七年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イ

険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ・ロ（略）

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ・ロ（略）

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十七年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イ

に掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額

（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ・口（略）

四（略）

4 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当する者（同法附則第十四条の規定又は法令の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を含む。）であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているものに当該基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとすることができる。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用については、当該額から政令で定める額を控除した額）に政令で定める率を乗じて得た額とする。

5・6（略）

（旧船員保険法による給付）

に掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額

イ・口（略）

四（略）

4 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当する者（同法附則第十四条の規定又は法令の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を含む。）であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているものに当該基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとすることができる。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額とする。

5・6（略）

（旧船員保険法による給付）

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 6 (略)

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付(前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。)及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に關する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

第八十六条 (略)

2 (略)

3 5 (略)

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付(前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。)及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に關する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句

欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に¹⁰ 関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表略)

4～9 (略)

10 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

11 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)の適用に¹¹ 関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

12～15 (略)

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の七の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に¹⁰ 関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表略)

4～9 (略)

10～13 (略)

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。